

# 新しいタイプの商標に関する 海外主要国・地域における 実態について（補足）

2012年9月  
特許庁

## 目 次

1 調査の概要	2 頁
2 制度導入の契機	3 頁
3 審査のフレームワーク	4 頁
4 出願のシステム対応及び公示方法	5 頁
5 商標の特定方法	6 頁
6 識別力の判断	10 頁
7 類否の判断	11 頁
8 機能性の判断	12 頁
9 審査体制	13 頁
10 出願・登録状況	14 頁
11 参考	15 頁

■ドイツ、イギリス、シンガポール及び台湾における新しいタイプの商標の保護を中心とした、商標の出願から登録までの実務や利用実態を把握するため、各国・地域の商標担当庁及び現地法律事務所に対し、ヒアリング及び意見交換を行った。

■実施時期 平成24年4月～6月

■対象国・地域等 ドイツ(ドイツ特許商標庁 GPTO)、イギリス(イギリス知的財産庁 UKIPO)、シンガポール(シンガポール知的財産庁 SIPO)、台湾(台湾智慧財産局 TIPO)及び現地各法律事務所

主な特徴			
ドイツ	イギリス	シンガポール	台湾
<p><b>【GPTO】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■色彩のみ、音の商標の出願件数が多い。</li> <li>■審査において、識別力の判断を行うが、先行商標との類否についての審査は行わない。</li> <li>■ドイツ特有の新しいタイプの商標として、「トレーサーマーク」がある。ケーブル、ワイヤー、ホース等の製品に結びつけられる着色された縞模様又は糸から構成されたものが保護対象とされている。</li> </ul>	<p><b>【UKIPO】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■1994年改正商標法により、新しいタイプの商標の保護を開始したところ、多数の出願がなされた。</li> <li>■匂いの商標は、過去数件登録されたが、Sieckmann判決後は新たな登録なし。</li> <li>■新電子出願システムを開発中である。</li> <li>■2006年にシンガポール条約に加入した。</li> </ul>	<p><b>【SIPO】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■2003年に米国と締結したFTA履行を契機に、新しいタイプの商標の保護を開始した。</li> <li>■英連邦の一員であることから、商標の審査に関するも、イギリス、オーストラリア、香港の審査結果や、欧州司法裁判所の判断を参考にしている。</li> </ul>	<p><b>【TIPO】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■これまでの色彩のみ・音の商標に加え、2012年7月から、動き、ホログラムや視覚で認識できない商標へ保護対象を拡大した。</li> <li>■立体、音、色彩のみの商標は、2003年から保護を開始しており、500件以上の登録がある。</li> <li>■音の商標の登録率は45%に達しているが、色彩のみの商標の登録率は10%以下となっている。</li> </ul>

- 各国・地域の商標法では、商標の定義に関する規定は、識別力について言及され、保護される対象が例示列挙されている。
- ドイツ、イギリス、シンガポールでは、商標は写実的に表現されなければならない旨規定されている。
- ドイツ、イギリスは欧州商標指令(注1)、シンガポールは米国とのFTAを契機に、新しいタイプの商標へ保護対象を拡大した。

## ドイツ

### ■概要

●欧州商標指令を履行するため、1996年に商標法を改正し、通常の商標と同様に、新しいタイプの商標についても保護の対象とした。

### ■商標の定義(ドイツ商標法)

**第3条 商標として保護することができる標識**  
 如何なる標識も、特に個人名を含む語、図案、文字、数字、音響標識、商品若しくはその包装その他梱包の形状を含む立体形状、色彩及び色彩の組み合わせを含むものであって、ある事業に係る商品又はサービスを他の事業に係る商品又はサービスから識別することができるものは、商標として保護することができる。

### 第8条 絶対的拒絶理由

[1] 第3条に規定する商標として保護を受けることのできる標識であっても、写実的に表現することができないものは、登録されないものとする。

## イギリス

### ■概要

●欧州商標指令を履行するため、1994年に商標法を改正し、通常の商標と同様に、新しいタイプの商標についても保護の対象とした。

### ■商標の定義(イギリス商標法)

**第1条 商標**  
 本法において「商標」とは、写実的に表現することができるすべての標識であって、ある事業の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別することができるものをいう。  
 特に、商標は、語(個人の名称を含む)、図案、文字、数字又は商品若しくはその包装の形状からなることができる。

### 第3条 登録拒絶の絶対的拒絶理由

(1) 次のものは登録されない。  
 (a) 第1条(1)の要件を満たさない標識

## シンガポール

### ■概要

● 2003年5月に調印された米国とのFTAを契機に、2004年7月に商標法が改正され、新しいタイプの商標の保護が開始された。  
 (但し、立体商標及びパッケージの外観については1999年から保護されている。)

### ■商標の定義(シンガポール商標法)

**第2条**  
 商標とは、写実的に表現できる標識であって、ある者が取引において取り扱い又は提供する商品又はサービスと、他人が取引において取り扱い又は提供する商品又はサービスとを識別することができるものをいう。  
 標識とは、文字、単語、名称、署名、数字、図形、銘柄、題号、表示、チケット、形状、色彩、パッケージの外観又はこれらの組み合わせを含む。

### 第7条 登録拒絶の絶対的理由

(1) 次のものは登録されない。  
 (a) 第2条(1)の商標の定義を満たさない標識

## 台湾

### ■概要

● 2012年7月に、動き、ホログラムや視覚で認識できない商標などへ保護対象を拡大した改正商標法が施行された。

### ■商標の定義(台湾商標法)

**第18条**  
 商標とは、識別力を具えた標識で、文字や図形、記号、色彩、立体形状、動態、ホログラム、音など、又はその結合によって構成するものをいう。  
 前項でいう識別力とは、商品又は役務の関連消費者に、指示する商品又は役務の供給元を認識させ、他人の商品又は役務と区別できるものをいう。

### 第19条

商標図案は、明確、正確、自己充足的、客観的、永続的、入手容易、理解容易な方法で表現しなければならない。

### 3 審査のフレームワーク

- 各庁とも、審査のフレームワークは、通常の商標と同一のものを新しいタイプの商標にも適用。
- シンガポール、台湾は、絶対的拒絶事由及び相対的拒絶事由の双方を審査するが、ドイツ・イギリスでは、絶対的拒絶理由についてのみ職権審査を行い、当事者からの異議申立がなされた場合のみ、相対的拒絶事由の審査を行う。
- 各庁とも、審査判断のための基準やマニュアルを有しており、特に新しいタイプの商標(単一の色彩等)について、識別力の判断基準が定められている。

	ドイツ	イギリス	シンガポール	台湾
根拠法	1998年商標法	1994年商標法	2007年商標法	台湾商標法 (2012年改正)
絶対的拒絶事由の審査 (注1)	○	○	○	○
相対的拒絶事由の審査 (注2)	×	×	○	○
出願ガイドライン 審査基準／審査マニュアル	商標規則 ドイツ商標出願審査ガイドライン	商標規則 審査マニュアル(Manual of trade marks practice)	商標規則 審査マニュアル(TRADE MARKS WORK MANUAL)	商標法施行規則 非伝統的商標審査基準

(注1) 主に商標それ自体が識別力を有するか否か、あるいは国際条約によって保護される商標と抵触するか否か等を審査。

(注2) 主に他人の先行商標と抵触するか否か等を審査。ドイツ・イギリスは、異議申立の際に審査される。

# 4 出願のシステム対応及び公示方法

- 各庁とも通常の商標と同一の出願手続を新しいタイプの商標にも適用。また、新しいタイプの商標の電子出願も可能となっている。
- 公報に関しては、各庁とも電子公報を発行し、音や匂いといった視覚により認識できない商標については、楽譜や商標の説明文等を公報に記載。台湾では、ウェブサイトで音声ファイルの再生やダウンロードが可能となっている。

ドイツ

イギリス

シンガポール

台灣

## 音声ファイルの容量制限等

■電子出願が可能であるが、音声ファイルは空の読み取り可能な記憶媒体のルートディレクトリーに保管し、1MB以内のwav、mp3形式で、最小走査周波数は44.1kHz、最小解像度は16ビットとしなければならない（商標規則第11条第5項）。

■電子媒体は読み込み可能なものでなければならず、ウイルスは含まれてはならない。読み込み不能は電子媒体に関しては提出されなかつものとして扱う（商標規則第11条第5項）。

■出願時の必須要件ではないので紙出願した上でCD等に格納して出願後から提出してもよい。UKIPOは、「音」の商標出願に伴って提出されたCD等の内容が、「楽譜」と一致しているかを確認することはない。

■.mid/midi、mp3、wav、wma形式のファイルは受入れ可能。音声ファイルの容量制限等に関する規定はない。

■音声ファイルは、wav形式での提出が必要とされる。（mp3は不可）音声ファイルの容量制限等に関する規定はない。

## 公報の発行

■PDF版電子公報を発行している。  
■提出された音声ファイルを、GPTOのウェブサイトで聴けるようなサービスは行っていない。  
■新しいタイプの商標は、「商標見本」と「商標の説明」を公報に記載している。（商標規則23条、28条）

■HTML版電子公報を発行している。  
■新しいタイプの商標は、「商標見本」と「商標の説明」を公報に記載している。  
■音声ファイルは、公報でも、ウェブサイトでも提供されていない。また、閲覧窓口での視聴も不可能。

■公報に関しては、PDF版電子公報を発行している。  
■音声ファイルは、公報でも、ウェブサイトでも提供されていない。また、閲覧窓口での視聴も不可能。

■公報に関しては、XML版にて電子公報を発行している。なお、紙公報は2012年7月1日から発行されていない。  
■音声ファイルは、TIPOの電気的商標検索システムで再生が可能であり、オンライン官報のウェブサイトからダウンロードも可能。

# 5-1 商標の特定方法(視覚により認識できる商標)

- ドイツ、シンガポール、台湾は、願書に商標のタイプ毎のチェックボックスを設けている。
- 色彩の商標について、ドイツ、イギリスは、国際的に認められたカラーコードの記載を求めている。

ドイツ

イギリス

シンガポール

台湾

## 願書の記載等

### ■願書の記載商標(規則9, 10, 12条)

- 商標を写実的に表現することを求めている。(商標法8条)  
「商標の説明」は、任意記載であるが、商標見本と説明の内容が異なる場合には、説明が修正又は削除されるが、商標見本は修正できない。
- タイプを表示しなければならない。願書には、商標のタイプを選択するチェックボックスがあり、チェックボックスは、「文字商標、図形商標、立体商標、音声商標、トレーサーマーク、その他の種類の商標」の6種類が設かれている。

### ■願書の記載

- 商標を写実的に表現することを求めている。(商標法3条)  
商標の説明は、任意記載であるが、必要な場合もある。

### ■タイプの記載

- 願書では、商標のタイプの記載を求めている。

### ■願書の記載

- 商標を写実的に表現することを求めている。(商標法7条)

### ■タイプの記載

- 願書には、商標のタイプを選択するチェックボックスがあり、立体商標、パッケージの外観、色彩の商標、「その他の非伝統的商標」の4種類が設けられている。「その他の非伝統的商標」を選択した場合、「詳細な説明」欄に詳しいタイプを記載することが求められる。

### ■願書の記載

- 商標見本は、商標图案は、明確、正確、自己充足的、客観的、永続的、入手容易、理解容易な方法で提出しなければならない。(商標法19条)

- 動き、木口グラム、色彩のみ、位置に関する場合は、「商標見本」と「商標の説明」を提出しなければならない。

- 商標見本として、5枚以内の図面又は写真の提出を求めている。また、商標見本は、375台湾文字以内でなければならない。

### ■タイプの記載

- 組み合わせも可能。

## 色彩の商標

- 色見本からなる「商標見本」、国際的に認められたカラーコード(Pantone, RAL, HKS等)の記載が必要。

- 色彩の組み合わせの場合は、画一的かつ首尾一貫した方法で当該複数の色彩を関連付ける体系的な位置づけの説明が含まれていなければならぬ。(ガイド4.3.6.1)

- 「商標見本」、色彩の言葉による「商標の説明」、国際的に認められたカラーコード(Pantone, RAL, HKS等)の記載が必要。  
任意で、色彩を権利主張する旨の記述ができる。  
(審査マニュアル 新たな出願4.4.2)

- 「商標見本」及び「商標の説明」が必要となる。

- 「商標の説明」に、国際的に認められたカラーコードの記載を推奨している。(マニュアル 商標とは4(C))

- 「商標見本」は、商標の色彩を表示。また、その色彩を指定商品又は役務に使用する方法、位置又は内容を破線をもって表示することができる(施行規則14 I)。

- 「商標の説明」では、一般大衆が呼称している色彩の名称を用いて、指定商品又は役務に使用する状況を説明しなければならない(施行規則14 II)。

# 5-2 商標の特定方法(視覚により認識できる商標)

- 各庁とも商標を特定するため、商標見本及び商標の説明文を求めている。動き、ホログラムの商標の商標見本として、複数枚の図面の提出を許容している。
- 国・地域によっては、トレードドレス、包装の外観、トレーサーマークの出願ガイドラインを定めている。

ドイツ

イギリス

シンガポール

台湾

## ホログラム、位置、動き、トレードドレス

### ■ホログラムの商標 (規則9条、12条)

- 最高6枚の写真ないし図からなる「商標見本」と、「商標の説明」が必要。「商標の説明」には、ホログラムを異なる角度から見た際のアングルを明確に記載しなければならない。

### ■位置商標

(規則9条、12条 ガイド4.3.6.3)

- 最高6枚の写真ないし図からなる「商標見本」と、「商標の説明」が必要。写真や絵もサンプルとして許容している。「商標の説明」には、商品上における商標の位置を指定する説明が含まれていなければならぬ。

### ■動きの商標、トレードドレス

(規則9条、12条)

- 最高6枚の写真ないし図からなる「商標見本」と、「商標の説明」が必要。

### ■トレーサーマーク (規則10条)

- 最高6枚の写真ないし図からなる「商標見本」と「商標の説明」が必要。出願書類には、商標の説明と共にトレーサーの種類についての表示を含めることもできる。

### ■ホログラムの商標

(審査マニュアル 新たな出願4.4.7)

- 1枚若しくは複数の図面からなる「商標見本」、ホログラムである旨の表示が必要。「商標見本」だけでは、商標が特定できない場合は、「商標の説明」も必要。

### ■位置商標

- ガイドラインに記載なし。

### ■動きの商標

(審査マニュアル 新たな出願4.4.6)

- 動きを表す複数の画像からなる「商標見本」、動きの商標である旨の表示が必要。「商標見本」だけでは商標が特定できない場合は「商標の説明」も必要。「動き」を表す電子媒体は写実的要件を満たさない。

### ■トレードドレス

(審査マニュアル 新たな出願4.4.4)

- 正面、背面等の明示された1以上の複数の図面からなる「商標見本」、トレードドレスである旨の表示が必要。商標見本だけでは、商標の特定ができない場合は「商標の説明」も必要。

### ■ホログラムの商標

(マニュアル 商標とは4(C))

- 商標見本及び「商標の説明」が必要。商標見本は当該商標の重要な特徴がすべて示されるよう、ホログラムをさまざまな側面から見た態様をそれぞれ表示しなければならない。

### ■位置商標

(マニュアル 商標とは4(a))

- 「商標見本」と「商標の説明」が必要。「商標見本」は、商標を構成する部分を実線で示し、保護を求める部分がある場合には破線で示すこととしている。また、保護を求める部分を破線で示してはいけないが、図面で示されたいくつかの部分が保護対象ではないことが「商標の説明」から明白である場合には、認められる。

### ■動きの商標

(マニュアル 商標とは4(f))

- 複数枚のスチール写真からなる「商標見本」及び「商標の説明」が必要。

### ■包装の外観

(マニュアル 商標とは4(a))

- 「商標見本」と「商標の説明」が必要。

### ■ホログラムの商標(審査基準7.2.1)

- 「商標見本」及び「商標の説明」が必要。商標見本は、4枚を超えてはならない。また、審査官が必要と判断したときには、使用見本としてホログラムそのものの提出を求められる。

### ■位置商標 (審査基準8)

- 「商標見本」と「商標の説明」が必要。商標見本では破線を用いて商標を使用する商品又は役務での位置を表示し、また、「商標の説明」では商標本体及びその使用方法、位置などを詳しく説明しなければならない。(審査基準8)

### ■動きの商標 (審査基準6.2.2)

- 6枚以下の「商標見本」と「商標の説明」、動画ファイルが必要。なお、動画ファイルは審査の参考資料であり、登録商標の範囲を画するものではない。

# 5-3 商標の特定方法(視覚により認識できない商標)

- 各庁とも、音の商標の出願の際には、商標見本として楽譜を求める。(台湾では、楽譜で表せない音の場合、文章で記述する。)
- ドイツ、台湾では、音声ファイルの提出が必須となっている。
- ドイツ、イギリス、シンガポールでは、ソノグラムや文章による記述は、音の商標の写実的表現として認められないため、事実上、自然音などは登録されないこととなっている。

ドイツ	イギリス	シンガポール	台湾
<b>願書の記載</b>			
<b>■願書の記載</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●商標は、写実的に表現しなければならない。(商標法第8条)</li></ul>	<b>■願書の記載</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●商標は、写実的に表現しなければならない。(商標法第3条)</li></ul>	<b>■願書の記載</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●商標は、写実的に表現しなければならない。(商標法第7条)</li></ul>	<b>■願書の記載</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●商標は、はっきり、明確、完全、客観的、持久性及び分かりやすい方法で表現しなければならない。(商標法19条)</li><li>●「音の商標」は専用の願書あり。</li></ul>
<b>音、匂い</b>			
<b>■音の商標(規則11条 ガイド4.3.4)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●楽譜で表現された「商標見本」と音声ファイルが必要。「商標の説明」は必要ない。また、2003年のGPTO長官指令によりソノグラムは「音の商標」の写実的表現と認められなくなったため、楽譜で表現できない音は、拒絶されることとなる。(GPTO長官指令No.8/03)</li></ul>	<b>■音の商標</b> (マニュアル 新たな出願4.4.5) <ul style="list-style-type: none"><li>●楽譜で表現された「商標見本」、音の商標である旨の表示が必要。任意で、「商標の説明」「音声ファイル」を提出できる。</li><li>●楽譜は、調子記号等が記載された五線譜に、小節ごとに区切られた音符、休符が音の長さ(relative value)と共に記載され、必要に応じてシャープやフラット、ナチュラル等の臨時記号が記載されなければならない。</li></ul> <b>■匂い、味の商標</b> (マニュアル 非伝統的商標3.1) <ul style="list-style-type: none"><li>●匂い、味、触感についてはSieckmann判決により、化学式、文章による表現、標本のいずれも、写実的表現は満たさないものとされ、匂いや味の商標が出願されても拒絶される。</li></ul>	<b>■音の商標</b> (マニュアル 商標とは4(d)) <ul style="list-style-type: none"><li>●小節に分かれた五線譜に相対的な音の長さ、クレフト(ト音記号やヘ音記号など)、音符、休符からなる楽譜は写実的な表現を満たすと考えられている。特定の楽器を使用する場合は、商標の説明文に記載が求められる。</li></ul>	<b>■音の商標</b> (審査基準5.2.1) <ul style="list-style-type: none"><li>●「商標見本」、「商標の説明」、音声ファイルが必要。</li><li>音楽的な性質からなる音の商標の商標見本:五線譜又は数字譜。</li><li>非音楽的な性質からなる音の商標の商標見本:商標の有する特徴の文字による記述。</li></ul>
<b>■触感の商標</b> (マニュアル 商標とは4(e)) <ul style="list-style-type: none"><li>●明瞭な図、絵又は言葉による説明、もしくはこれらの組み合わせで写実的に表現ができれば、登録可能。</li></ul>	<b>■匂い、味、触感の商標</b> (マニュアル 商標とは4(e)) <ul style="list-style-type: none"><li>●匂いの商標を写実的に表現することは難しいとしている。</li></ul>	<b>■匂い、味、触感の商標</b> (審査基準8) <ul style="list-style-type: none"><li>●「商標見本」及び「商標の説明」が必要。</li><li>●匂いの「商標の説明」には、匂いを示す一般的に使用される語を用いる。ガスクロマトグラフィーデータ、化学式は明確な表現とはいえない。</li></ul>	

## 5-4 商標の特定方法(まとめ)

- 単色の色彩のみからなる商標については、商標見本と説明文、商標見本とカラーコード等の組み合わせで、商標を特定させている。
- ドイツ、イギリス、シンガポールでは、音の商標の写実的表現として、楽譜は認められているが、ソノグラムは認めていない。

		ドイツ	イギリス	シンガ ポール	台湾	備 考
タイプの記載を求めるか		○	○	○	○	
新しいタイプの商標の組合せを認めるか		—	—	—	○	
単色の色彩のみからなる商標の記載事項	商標見本	○	○	○	○	
	説明文	△	△	○	○	
	カラーコード	○	○	○	△	
音の商標	(音楽)	楽譜	○	○	○	○
		説明文	△	△	○	○
		音声ファイル	○	△	×	○
	(音楽以外)	ソノグラム	×	×	×	— 台湾では言葉による記述を求めている。
		説明文	△	△	○	○
		音声ファイル	○	△	△	○
匂いの商標	説明文	○	○	○	○	
	匂いの標本	—	—	—	—	

注：○は必須事項、△は任意事項、—は不明

- 各庁とも、単色の色彩のみからなる商標や音の商標等新しいタイプの商標について、識別力に関する審査基準を定めている。
- 各庁とも、単色の色彩のみからなる商標については、本来的に識別力を有しないとの判断基準に基づく審査がなされている。

## ドイツ

■「商品の立体形状からなる商標は、原則として識別力に欠ける」との前提にたち、立体形状については使用による識別力の獲得を十分に立証しない限り登録を認めない傾向にある。ドイツ連邦最高裁判所は新しいタイプの商標全般に関して、一般的に識別力に欠けると判断する傾向にあると考えられることから、使用による識別力を獲得したことを立証しない限り、登録は難しいのが実情である。従って、新しいタイプの商標についての識別力の判断は、通常商標に比べて厳格になされる。

■ 単色の色彩のみからなる商標は、ECJ判決により、極めて特殊な場合を除き、全ての商品・サービスにおいて、本来的に識別力がないと判断され、ドイツにおいてもその判断基準が採用されている。

■ 音商標の音の長さについては、上限は存在しない。しかしながら、商標は抽象的に識別力を有している必要があるため、商標の性格に適した長さを超えることは認められない。(ガイド4.3.4)

## イギリス

■ 単色の色彩のみからなる商標は、極めて特殊な場合を除き、全ての商品・サービスにおいて、本来的に識別力がないと判断される。色彩の組み合わせからなる商標は、配色の内容や指定商品等との関係で識別力を発揮する場合がある。(審査マニュアル 非伝統的商標 1.1)

■ 動き・ホログラム・音の商標の識別力は、商標に接した一般の需要者が、それが指定商品・役務の唯一の特定の出所を表示するものと認識するか否かによって判断される。また、独占適応性の有無についても検討する。(審査マニュアル 非伝統的商標 4.2及び5.2)

■ 音の商標について、識別力の低い音と識別力のある文字等との結合商標の識別力に関しては、全体観察により判断する。(審査マニュアル 非伝統的商標 4.1)

■ 匂いが商品やサービスの本質的あるいは天然の特徴ではなく、出願人が出所表示の目的で商品に付加し、需要者に識別標識として理解されれば、識別力を有すると考えられる。(審査マニュアル 非伝統的商標 3.1)

## シンガポール

■ 識別力の判断は、通常の商標と同じである。

■ 単色の色彩のみからなる商標は、本来的に識別力がないと考えられており、使用による識別力の獲得を立証しなければならない。

■ 単色の色彩のみからなる商標に関する使用による識別力の獲得の立証については、「商品について、その色彩に具体的に言及した宣伝文句」「色彩の認知についての消費者調査」「出所表示として認識していることを証言する業界や需要者の供述宣誓書」が有用であるとされている。  
(マニュアル 使用により獲得した識別力の立証5(a))

## 台湾

■ 新しいタイプの商標の識別力の審査については、「非伝統的商標審查基準」に記載されている。

■ 色彩は本来的に識別力を有していないとされており、通常は、使用による識別力を獲得したことを立証しなければならない。(審査基準4.2.3)

■ 「音の商標」は、説明的な音声、慣用されている音などは識別力がないとされる。(審査基準5.2.3)

■ 「動きの商標」では、時間的な長さや内容の複雑さが考慮され、長すぎる商標や内容が多すぎるものは、識別力を具えていると判断されにくい。(審査基準5.2.3)

■ 「位置の商標」は、特定の位置に配置されている商標が需要者に出所を表示するものとして認識されている場合は、識別力を具えているとされる。(審査基準8)

■ 「ホログラムの商標」は、需要者がこれを商品又は役務の出所とみなししているのであって、偽造防止機能をえたラベル又は商品の装飾にすぎないと見ているのではないことを証明しなければならない。(審査基準7.2.3)

- 類否の審査は通常の商標と同じ判断基準で行っている。また、通常の商標と新しいタイプの商標のクロスサーチも行う。
- ドイツ、イギリスでは、職権では類否の判断を行っておらず、異議申立てがなされた場合に判断される。

## ドイツ

■先行商標との類否に関しては、通常の審査段階では審査されず、登録後に第三者から異議申立てがあった場合にはじめて審査官によって判断される。

■類否判断の基準は、通常の商標の場合と同様である。

■ECJでのSabel/Puma判決以来、「先願の標章がより識別力が高いほど混同の可能性が大きくなる」という判断基準が確立されている。

ドイツ連邦最高裁判所も「審査官ないし侵害判断を行う裁判官は、先行商標の識別力を評価しなければならない」とし、「もし先行商標の識別力が指定商品との関係で低い場合は、当該商標の使用の蓄積の結果、平均的かそれ以上の識別力を獲得したかどうか評価しなければならない」とした。(ECJ, Judgment of October 7, 2004, Case No. C-136/02 P, paragraph 30, MAGLITE, GRUR Int 2005, 135)

■图形検索にはウィーン图形分類を利用している。

## イギリス

■先行商標との類否に関しては、通常の審査段階では審査されず、登録前に第三者から異議申立てがあった場合には審査官によって判断される。

■類否判断の基準は、通常の商標の場合と同様である。

■通常商標と同じく、指定商品等の分野における需要者の通常の注意力をもとに、商標同士の外観・称呼・觀念を比較し、全体の印象をもとに判断することが原則である。全体観察を行った上で類似する部分が、要部であって識別力が高い場合は、後願を拒絶する。識別力が高い商標ほど権利範囲は広い。

■職権により先行商標との抵触を調査し、情報サービスの一環として、出願人及び引用商標権者にその調査結果が提供されている。

## シンガポール

■類否判断は、通常の商標の場合と同様である。

■審査官は、庁内のデータベースに商標を説明する検索タームを入力して検索を行う。商品ないしは役務の分類も特定できる。

■图形の検索では、ウィーン图形分類は利用していない。

## 台湾

■音と文字、動きと静止図形などクロスサーチを行う。それぞれ出願された商標見本に基づいてコード番号を付し、それに基づいてクロスサーチが行えるようなシステムとなっている。コード番号は、1人の担当者が判断して付したものをお審査官がチェックして必要に応じて修正を行う。

■音商標については、検索キーワードは「サウンド・マーク」であり、係属中及び登録された音商標は類否判断のために検索される。音に歌詞が含まれる場合には、識別力を伴う歌詞も検索キーワードである。

■图形及び图形要素における検索には、分類の改正の参考にするため、ウィーン分類を用いているが、本分類とウィーン分類とは似てはいるものの、いまだに差異を有する。

- 各国・地域の商標法に、機能的な商標の登録を排除する規定が設けられている。
- ドイツ、イギリス、シンガポールは、商品の形状のみ、機能性について判断している。
- 台湾は、商品又は包装容器の立体的形状に限らず、色彩や音の商標についても機能性について判断するとしている。

## ドイツ

■機能性による拒絶理由の規定があるのは、立体形状のみ。その他の商標で機能性が問題となる場合には、識別力を有しないとして拒絶されている可能性がある。

### ■機能性(商標法第3条)

次の形状のみからなる標識は、商標として保護することができない。  
 (1)商品そのものの性質から生じる形状  
 (2)技術的成果を得るために必要な商品の形状  
 (3)商品に本質的価値を与える形状

## イギリス

■機能性による拒絶理由の規定があるのは、立体形状のみ。その他の商標で機能性が問題となる場合には、識別力を有しないとして拒絶されている可能性がある。

### ■機能性(商標法第3条)

登録拒絶の絶対的拒絶理由  
 (2) 標識は、それが次のもののみからなる場合は、商標として登録されない。  
 (a) 商品自身の性質に由来する形状  
 (b) 技術的成果を達成するために必要とされる商品の形状、又は  
 (c) 商品に実質的価値を与える形状

## シンガポール

■機能性による拒絶理由の規定があるのは、立体形状のみ。その他の商標で機能性が問題となる場合には、識別力を有しないとして拒絶されている可能性がある。

### ■機能性(商標法第7条)

登録拒絶の絶対的拒絶理由  
 (3) 標識は、それが次のもののみからなる場合は、商標として登録されない。  
 (a) 商品自身の性質に由来する形状  
 (b) 技術的成果を達成するために必要とされる商品の形状、又は  
 (c) 商品に実質的価値を与える形状

## 台湾

■機能性は、新しいタイプの商標では審査されるべき事項としている。

■機能性を備えているとは、商品・役務の使用目的や技術効果を達成する場合や商品・役務のコストや品質に影響する場合をいう。

(例)

色: 指定商品「建築用断熱材製品」に太陽光を反射して物自体のエネルギー吸収率を低下させる効果をもつ「銀色」

音: カメラにおけるシャッターのカシャという音

におい: 食器洗剤や洗濯用洗剤にレモンの香り

動き: 時計における振り子の往復動作  
(審査基準4. 2. 4)

### ■機能性(商標法30条)

次に掲げる各号のいずれかに該当する商標は、登録することができない。  
 1. 商品又は役務の機能を発揮するためのみ必要なもの。

- 各庁とも、特段の専門知識を有する人材ではなく、現有の審査官に対する研修や案件の割り振り、協議体制等によって対応している。
- 新しいタイプの商標の審査にあたって、識別力等の審査に必要なサーチについては、辞書・技術用語辞典・インターネット等を活用しており、通常商標と異なる点はない。
- 匂いの商標の標本等の永久保存は各庁とも行っていない。

## ドイツ

### ■審査官のスキル等

- 新しいタイプの商標を担当する専門の審査官はいない。通常の商標と同様に、指定商品・役務別に担当分けされた審査官が審査を行う。
- 楽譜を読めるかどうかの資質は問わない。
- 新しいタイプの商標の審査に関する経験を積んだ審査官がアドバイスを行うことはある。

### ■データベース構築等

- 識別力を判断するための審査ツールとしては、辞書・技術用語辞典・インターネット等である。

### ■データファイルの受付等

- 音の商標については、音声ファイルを受付。

### ■標本等の保存

- 使用見本の提出は求めていない。

## イギリス

### ■審査官のスキル等

- 新しいタイプの商標を担当する専門の審査官はいない。

### ■データベース構築等

- 検索は通常商標と新しいタイプの商標が一体化したデータベースを利用している。

### ■データファイルの受付等

- 電子出願はできないが、音の商標については音声ファイル、動きの商標については動画ファイルを受付ける。

### ■標本等の保存

- 使用見本の提出は求めない。
- 音声ファイルは単に紙の出願の包袋に入れて、UKIPOで保管しておくのみである。第三者がこれらの音声ファイル等を聞くことのできる設備や機器は用意されていない。

## シンガポール

### ■審査官のスキル等

- 新しいタイプの商標を担当する専門の審査官はいない。
- 新しいタイプの商標に関する研修は、全商標審査官を対象に行われる。

### ■データベース構築等

- 識別力の審査にあたっては、インターネット等を活用。
- 電子化された商標登録簿(データベース)は、商標を説明する検索タームで検索することができ、類否審査に活用されている。

### ■標本等の保存

- 使用見本の保管については規定がない。登録官の裁量と保存スペースなどに応じ、保管されることもあれば、登録後に出願人に返却される場合もある。

## 台湾

### ■審査官のスキル等

- 新しいタイプの商標を担当する専門の審査官はいない。
- 審査官が方式審査も実体審査も担当している。
- 審査官の意見により、出願が登録される可能性又は確定が困難な場合には、商標部門の部長、副部長、課長で構成される審議会の判断を受けなければならない。審議会は当該問題に対して最終的な決定をする。

### ■データベース構築等

- 識別力の審査にあたっては、インターネット等を活用している。
- 検索は通常商標と新しいタイプの商標が一体化したデータベースを利用している。

### ■データファイルの受付等

- 音の商標については、音声ファイル、動きの商標については、動画ファイルを受け付ける。

# 10 出願・登録状況

- 企業のブランディングにおける浸透の程度や商標登録に対するハードルを反映し、色彩・立体形状・音の商標が出願・登録とも多い。他方、匂い・味・触感については、極めて限定的。動きやホログラムについては、ブランディングにおいてあまり活用されていないこと、写実的表現が困難であることを背景に、出願・登録とも限定的。
- 使用による識別力獲得の立証の負担が大きいこと等を背景として、出願の中心はブランディングに熱心な先進的な大企業。
- 色彩の商標については、あらゆる種類の企業、音の商標については、テレビ・ラジオのコマーシャルを利用する通信関連の企業、立体形状(商品の包装)についてはあらゆる種類の企業、特に食品業界の関心が高い。(実務家からの聞き取り)。

## ○ドイツ(GPTO)における出願・登録件数 【2005年～2011年】 \* 国内出願(ドイツ国を指定した国際商標登録を除く)

	色彩	立体形状	音	トレーサーマーク	その他の新しいタイプの商標(位置、動き、ホログラム、におい、味、触感)
出願件数	191件	1,531件	135件	38件	692件
登録件数	約60件	約500件	約20件	n/a	約182件

## ○シンガポール(SIPO)における出願・登録件数 【2004年7月～2012年4月】

	色彩	立体形状	音	位置	動き	ホログラム	匂い	味	触感	パッケージの外観
出願件数	234件	844件	37件	n/a	7件	6件	0件	n/a	n/a	150件
登録件数	n/a	n/a	26件	n/a	6件	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

## ○台湾(TIPO)における出願・登録件数 【2004年1月～2012年4月】

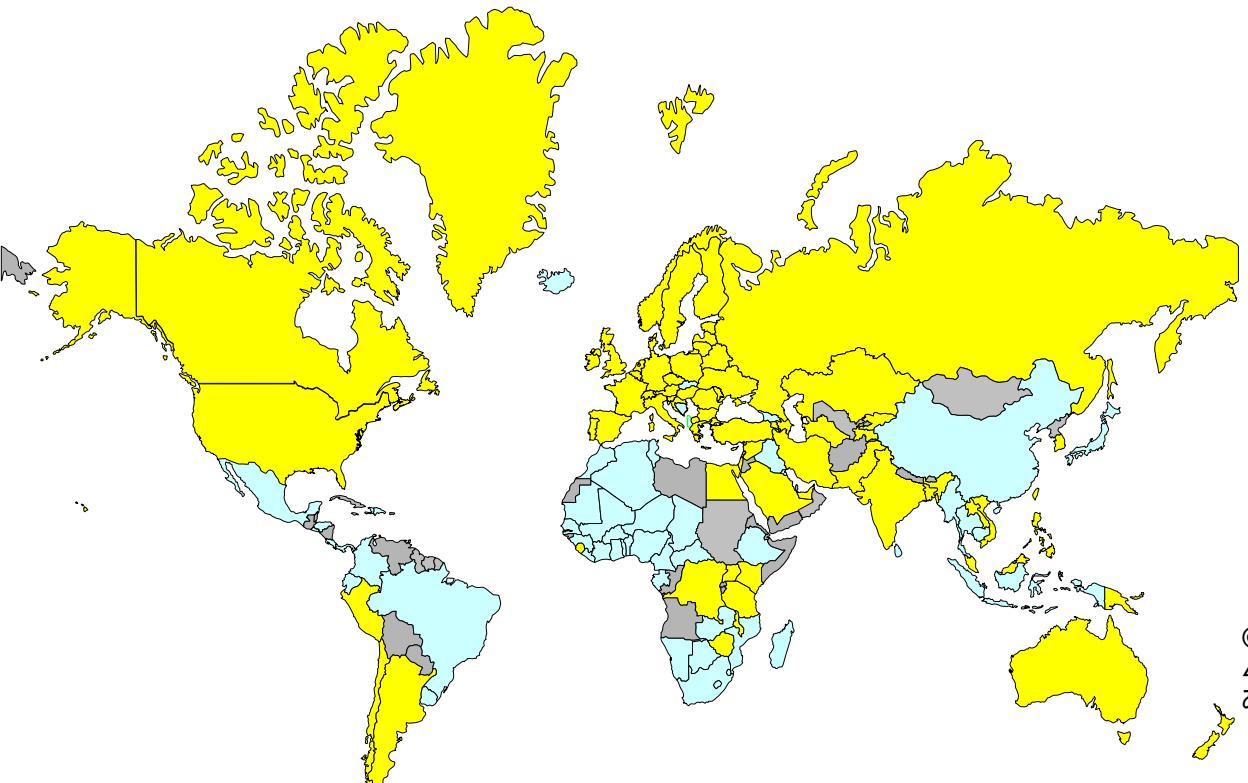
	色彩	立体形状	音	位置	動き	ホログラム	匂い	味	触感	トレード・ドレス
出願件数	297件	1175件	98件	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
登録件数	38件	463件	39件	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a

\* 各官庁からの回答をもとに特許庁作成。色彩には、色彩と文字・図形との結合した商標が含まれる場合がある。

\* イギリス(UKIPO)からは、新しいタイプの商標に関する統計データは公表されていない。

## 諸外国・地域における新しいタイプの商標の保護状況 2012年1月現在

- [■]新商標導入国・地域]
- [□]新商標未導入国・地域]
- [■]不明]



## タイプ別保護状況

	米国	O H I M	英國	フランス	ドイツ	韓国	台湾	豪州	シンガポール
動き	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ホログラム	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
色彩	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
位置	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
音	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
匂い	◎	△	△	△	△	◎	◎	◎	◎
触感	◎	△	△	△	△	—	◎	◎	◎
味	◎	△	△	△	△	—	◎	◎	◎
トレードドレス	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎

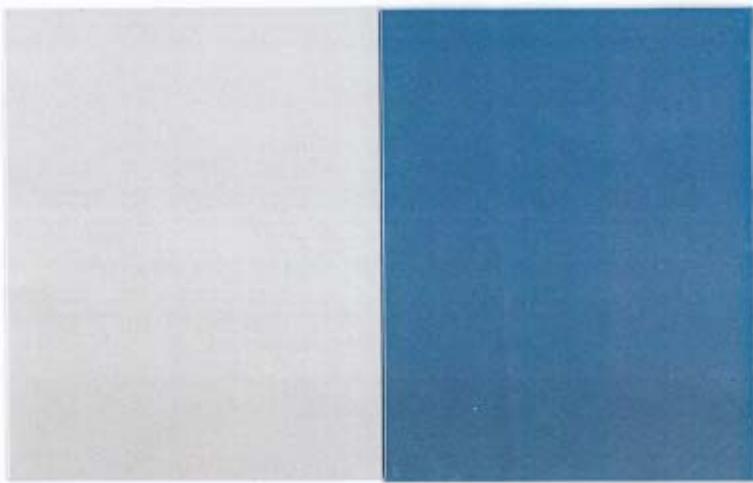
◎: 保護あり ○: 改正中 —: 不明 ×: 保護なし

△: において、触感、味について、欧州では、過去に匂いの登録例があったが、Sieckmann判決以降は、新たな登録はない。

\*「トレードドレス」に明確な定義はないが、海外では商品の形状や包装、店舗の外観などが、「トレードドレス」として保護されている。なお、我が国において、商品の形状や包装のうち、識別力を有するものは、現行の制度においても立体商標として保護されることになる。

\* OHIM: 欧州共同体商標意匠庁(Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs)は、欧州共同体(EC)域内における意匠(共同体意匠、Community Designs)及び商標(共同体商標、Community Trade Mark)の登録機関。

○登録事例



商標見本

登録番号: 30033211

商標の種類: 色彩の商標

指定商品

第7類 (複製印刷用機械器具他)

第9類 (複製印刷用機械の制御装置他)

商標の説明: Die Marke ist eine Farbmarke bestehend aus einer Kombination der Farbe "Brilliantblau" entsprechend RAL 5007 und der Farbe "Lichtgrau" entsprechend RAL 7035. Die Kombination der beiden Farben brilliantblau und lichtgrau besteht aus einer Zusammenstellung zweier gleich breiter, ohne Zwischenraum aneinander gefügter Farbstreifen – der eine brilliantblau, der andere lichtgrau. Die beiden Farbstreifen sind vertikal angeordnet, grenzen unmittelbar aneinander und sind fest miteinander verbunden, so dass der äußere Umriss die Form eines Rechtecks hat. Das flächenmäßige Verhältnis der beiden Farben beträgt 1:1.

(仮訳) 本標章は、カラーコードRAL5007に対応するライトブルーおよびRAL7035に対応するライトグレーの組み合わせから成る。これらの2色は直接隣接するように垂直に配置され、2色の面積の割合は1:1である。

色彩の表示: brilliantblau(RAL 5007), lichtgrau(RAL 7035)

権利者: KOENIG & BAUER Aktiengesellschaft

○拒絶事例



商標見本

連邦特許裁判所(FPC)

拒絶理由:この色彩は指定商品の包装に用いられる色彩なので、識別力を有していない。

第8条第2項 次の商標は登録されないものとする。  
第1号 商品又はサービスについての識別力を有していない商標

出願番号:30703963

商標の種類:色彩の商標

指定商品

第5類(食餌療法用食品他)

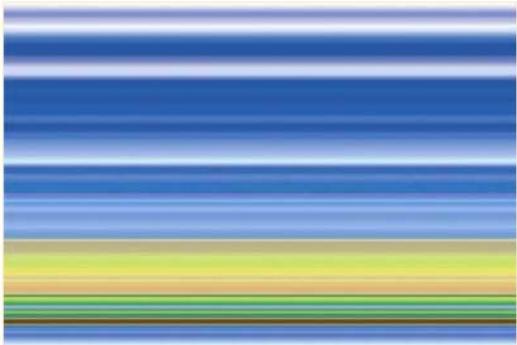
商標の説明:Die Farbmarke besteht aus einer Kombination der Farben blau und grau, wie in der Abbildung dargestellt, wobei die grauen Linien immer waagerecht auf blauem Fond verlaufen.

(仮訳)この色彩の商標は、グレーの色彩と組み合わせて使用される。この商標はグレーの水平に延びる線の背景として、配される。

色彩の表示:なし

出願人:ORTHOMOL pharmazeutische Vertriebs GmbH

## ○登録事例



### 商標見本

登録番号: T0626385G (国際登録番号:903673)

商標の種類: 色彩の商標

指定役務: 第43類(宿泊施設の提供他)

#### 商標の説明:

The mark consists of the gradually blending lines of colours in white, blue, light blue, indigo, periwinkle, grey, turquoise, aquamarine blue, yellow, pewter, light green, taupe, light brown, green, brown, blue and grey as shown in the notification of international registration.

(仮訳: 本商標は、国際登録の通知に示されるように、少しづつ混ざっていく白色、青色、ライトブルー、藍色、ツルニチソウ色、灰色、ターコイズ色、アクアマリン色、黄色、白目色、ライトグリーン、モグラ色、ライトブラウン、緑色、茶色、青、灰色の線からなる。)

権利者: Starwood Hotels & Resorts Worldwide, Inc.

#### シンガポール知財庁

#### 審査マニュアル 第1章 商標とは 4.(c)

#### 色彩

商標が色彩のみからなる場合、その色彩の見本を願書に添付しなければならない。また当局は、その色彩や影に関する国際的に認められたカラーコードの指定を願書に含めるよう出願人に推奨する。但し、願書にこのような指定を含めない場合であっても、出願日は認定される。

提出される色彩の見本は、当該商標が「写実的に表現」されたことを意味する。特定のカラーコードの指定は、当該商標の「詳細な文書による説明」を構成する。

## ○登録事例



# NITYA

商標見本

登録番号:T0108194G(国際登録番号:695878)

商標の種類: ホログラム

指定商品: 第3類(洗濯用漂白剤他)

商標の説明:

Mark consisting of a hologram

(仮訳)

ホログラムからなる商標

注: 本商標は、当該ホログラムの特徴が見る角度によって異なることのないシンプルな画像からなることを出願人が確認した後に登録された。本商標の説明は、以下の通り補正された:「本商標は、願書に添付された見本に示されるようにシンプルなホログラムからなる」。

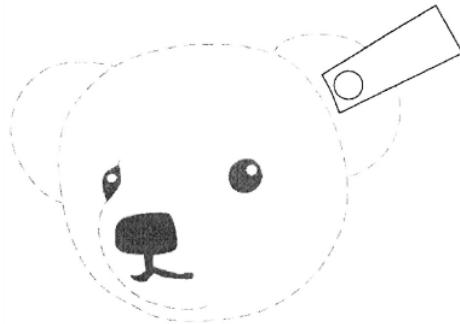
権利者: NITYA

シンガポール知財庁  
審査マニュアル 第1章 商標とは 4.(c)

### ホログラム

当該商標の重要な特徴がすべて示されるよう、ホログラムをさまざまな側面から見た態様をそれぞれ表示しなければならない。どの角度から見るかによって必須の要素が変わることのないほどシンプルなホログラムについては、複数の面から見た態様を示す必要はなく、1つの表示で認められる。

○登録事例



商標見本

登録番号 :302010059753

商標の種類: 位置の商標

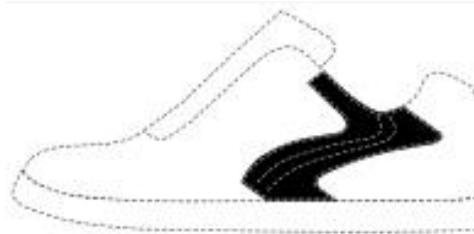
指定商品・役務

第28類 (おもちゃ他)

**説明文:** (仮訳)この商標は、おもちゃの(ぬいぐるみの)耳に、光沢をもった又はもない丸い金属製のボタンによって貼り付けられた長四角の布製のバナレットに関する保護を求めるものである。当該バナレットは耳より幅が狭いが、長いものである。ボタンはバナレットよりも幅が狭い。ビロード製のおもちゃの(ぬいぐるみの)デザインや大きさは多様なものがあり、本商標の保護の対象ではない。点線で示された部分は、商標の一部ではないが、商品中、位置商標が付される位置を明確にする目的で書したものである。点線で示されたビロード製のおもちゃの(ぬいぐるみの)頭部は一例に過ぎず、本商標の保護範囲を限定するものではない。

**権利者:** Margarete Steiff GmbH

○拒絶事例



商標見本

出願番号 :30716663

商標の種類: 位置の商標

指定商品・役務

第25類 (スポーツ及びレジャー用の靴)

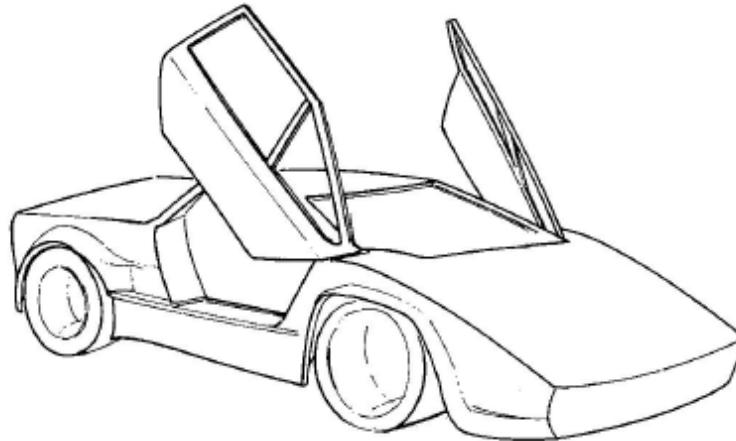
**商標の説明:** Positionsmarke, bestehend aus einem breiten Streifen, der in vertikaler Ausrichtung mehrfach geschwungen über den gesamten seitlichen Schaftbereich verläuft. Die gestrichelten dunklen Linien sind nicht Bestandteil der Marke, sondern legen deren Position auf dem Produkt fest.

(仮訳)位置商標 この商標は全ての靴の甲の横の部分に垂直方向に延びている幅広の線から成る。この点線部分は標章の構成要素ではなく、商標の位置を表すためのものである。

**出願人:** Fashion Five s.r.l

「その他の種類の商標」タイプとして、「第25類 スポーツ用レジャー靴」を指定して出願されたが、この位置商標は靴の装飾に過ぎず、特徴的な形状(characteristic feature)を附加するものではないことを理由に、審査官によつて「識別力がない」として拒絶された。

## ○拒絶事例



商標見本

出願番号:39942129

商標の種類: 動きの商標

指定商品・役務

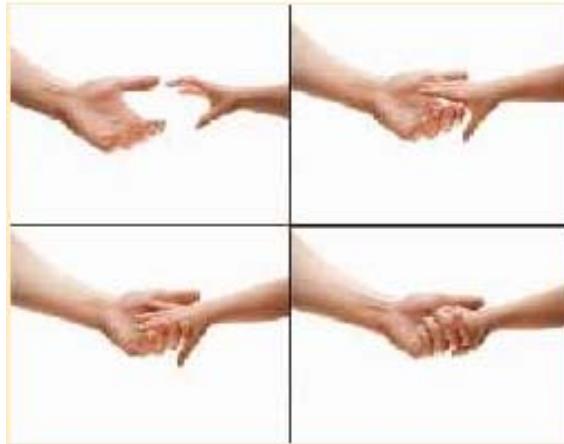
第12類(自動車 他)

商標の説明:記載なし

出願人:Automobili Lamborghini Holding S.p.A.

「その他の種類の商標」タイプとして 第12類「車」を指定して出願されたが、「車のドアが開く動きは指定商品の出所を表示することができないため識別力に欠ける」ことを理由に拒絶された。

## ○登録事例



商標見本

登録番号:T0501368G

商標の種類: 動きの商標

指定商品

第9類 (測定器械器具他)

商標の説明:

The trade mark is a movement mark consisting of an animation of a man's hand and a child's hand which appear in a sequence of four images as shown in the representation on the form of application, whereby the man's hand and the child's hand converge in the positions illustrated in the top left and right figures, and the man's hand and the child's hand touch and clasp in the positions illustrated in the bottom left and right figures respectively.

(仮訳)本商標は、出願書類に示される4つの連続写真にみられるように、男性の手と子供の手の動画からなる動く商標であり、左上及び右上の写真のように男性の手と子供の手が近づいていき、左下及び右下の写真に示されるように男性の手と子供の手が触れあい、握りしめる。

権利者:NOKIA CORPORATION .

## ○登録事例



### 商標見本

「トレーサーマーク」:  
着色された縞模様又は糸から構成され、大半はケーブルやワイヤーやホース等の製品に結び付けられるもので、ドイツに特有のタイプの商標。最近は少ないが、かつて多く出願及び登録された。

登録番号: 846842

商標の種類: トレーサーマーク

指定商品: 第9類 (絶縁電気ケーブル及びワイヤー)

商標の説明文: Das angemeldete Warenzeichen besteht aus einem Kabelkennfaden, der in der Isolationsschicht elektrischer Kabel und Leitungen parallel zur Draht- und Kabelachse angebracht werden soll. Der Kabelkennfaden besteht aus vier lang verdrillten farbigen Fäden mit den Farben schwarz/weiß/rot/grün

(仮訳)商標は、ワイヤー及びケーブル軸に沿って配された絶縁層にあるケーブル標糸から成る。ケーブル標糸は、黒、白、赤、緑色で、4本の長くねじれた色付きの糸状のもの。

権利者: Nexans IKO Sweden AB

### 商標規則 10条

最高6枚の写真ないし図を提出して「写実的な表現」の要件を満たす必要がある。出願書類には、商標の説明と共にトレーサーマークというタイプの表示を含めることもできる。

## ○登録事例



## 商標見本

登録番号: 2000778

指定役務: 第36類(金融サービス他)

説明文: The mark is a sound as shown in the representation.

(仮訳)商標は、商標見本で表す音から成る。

権利者: Direct Line Insurance plc

## ○登録事例



登録番号:T0410590A

指定役務:第42類(コンピュータサービス他)

### 商標の説明:

The mark consists of the sound of a human voice yodeling the word "YAHOO!", in accordance with the tune as set out in the stave provided in the form of application.

本商標は、願書に示す五線に書かれた旋律に従い、「YAHOO!」という単語をヨーデル調に歌う人間の声の音からなる。

権利者:YAHOO! INC..

## 商標見本

**シンガポール知財庁  
審査マニュアル 第1章 商標とは 4.(a)**

### 音

音の商標は、小節に分かれた五線紙に示され、とりわけ相対的な(音の)長さや必要とあれば装飾音符を示すクレフ(ト音記号・ヘ音記号など)、音符、休符からなる場合、「写実的に表現」されたとみなされる。

その商標の音声部分を生み出すのに特定の楽器が使用される場合、その旨も記載する必要がある。

当該商標の説明及び表示は、当該商標を構成する詳細をすべて明確に定義する必要がある。

## ○登録事例

The trade mark is a floral fragrance/  
smell reminiscent of roses as applied to tyres.

### 商標見本

(仮訳)本商標は、タイヤに用いられる、バラを連想させる花の芳香/匂いです。

登録番号:2001416  
指定役務:第12類(Tyres for vehicle wheels.)  
権利者:Goodyear Dunlop Tyres UK Limited  
登録日:1996年4月9日